特定個人情報その他の個人情報の取扱いに関する特記仕様書

（法令等の遵守）

第１条　受託者は､行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）並びに魚沼市（以下「委託者」という。）の定める魚沼市個人情報保護条例（平成 16 年魚沼市条例第 14 号）、魚沼市個人情報保護条例施行規則（平成 16 年魚沼市規則第 15 号）及び魚沼市情報セキュリティポリシーに基づき、委託者から委託を受けた業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、この特定個人情報その他の個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）で定められた事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第２条　受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３条　受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

２　受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

４　受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

５　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

６　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

（教育の実施）

第４条　受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

２　受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第５条　受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報の全部又は一部を、第三者に漏らしてはならない。本契約期間満了後又は本契約解除後も同様とする。

２　受託者は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第６条　受託者は、本業務の個人情報を取り扱う業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託する業務内容等を明確にした上で、本業務の着手前に、書面により再委託する旨を委託者に申請しなければならない。

２　前項の場合において、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

３　受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

４　受託者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理し、監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理及び監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

（個人情報の管理）

第７条　受託者は、本業務において利用する個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報の全部又は一部は、次に定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 受託者が本業務の履行のために用意した個人情報を取り扱うサーバ、パソコン（机の上等に備え置いて使用することを前提とし、移動させて使用することを目的とはしていないものをいい、端末の形態は問わない。以下同じ。）、電磁的記録媒体等の機器は、入退室管理及び施錠が可能な管理区域に設置し、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入る場合の立会い等の措置を講じること。

(2) モバイル端末（業務上の必要に応じて移動させて使用することを目的としたものをいい、端末の形態は問わない。以下同じ。）で、個人情報は取り扱わないこと。

(3) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

(4) 第９条に規定する個人情報の受け渡し以外の目的で、本契約に規定する履行場所から個人情報を持ち出さないこと。

(5) 事前に委託者の承認を受けて、作業場所において本業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。また、受託者は、委託者から請求があった場合は、当該台帳を委託者に提出すること。

(8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性

の維持に責任を負い、防止するために必要な措置を講じること。

(9) 従事者の私用パソコン、モバイル端末、電磁的記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を取り扱う作業を行わせないこと。

(10) 個人情報を取り扱うパソコン及びモバイル端末に、個人情報の漏えいにつながると考えられる及び本業務に関係のないソフトウェアを導入しないこと。

（個人情報の開示、訂正、利用停止等）

第８条　受託者は、個人情報の開示、訂正、利用停止等の権限を有さず、個人情報の情報主体から情報の開示、訂正、利用停止等を求められた場合には、委託者に対応を要請し、委託者が自身の責任で情報主体に対応しなければならない。

２　委託者は、前項の対応に受託者の協力が必要な場合は、その協力について委託者に協議を申し出ることができる。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第９条　受託者は、本業務において利用する個人情報について、本業務以外の目的で利用してはならない（複製物及び改変物を含む)。また、第三者へ提供してはならない。

（個人情報の受渡し）

第10条　委託者及び受託者は、本業務の履行にあたって個人情報の受渡しが必要になったときは、個人情報の受渡しに従事する者をあらかじめ定め、委託者が指定した手段、日時及び場所において行わなければならない。

２　前項の規定により、個人情報の受渡しを行ったときは、受託者は委託者に受渡しを受けた個人情報の内容、受け渡し日時、受け渡し場所等を記載した個人情報の預かり証を提出しなければならない。

３　受託者は、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、個人情報を搬送することができる。この場合において受託者は、搬送方法及び搬送時の体制を明確にするとともに、電子データには暗号化処理及びパスワードの設定若しくはこれと同等以上の保護処理を行った上で、個人情報が記載された電磁的記録媒体及び帳票等を施錠可能なケースに収納し、事故防止措置を講じて搬送しなければならない。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第11条　受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本業務において利用した個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報の全部又は一部について、速やかに委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

(1) 本業務の履行上、不要になったとき。

(2) 甲から返還の指示があったとき。

(3) 契約を解除、又は打ち切り（一部履行済み部分がある場合に当該部分を除いて解除することをいう。）したとき。

(4) 本業務を完了したとき。

２　受託者は、本業務において利用する個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得

た個人情報の全部又は一部を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3　受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4　受託者は、本業務において利用する個人情報及び本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報の全部又は一部を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5　受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

（善管注意義務）

第12条　受託者は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第13条　受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2　受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

3　委託者は、受託者に対し、合理的な頻度で相当の期間を定めて個人情報の取扱い状況の報告を求めることができる。

4　委託者は、前項の報告内容の確認その他必要に応じ、受託者から個人情報の取扱いについて、関係資料の提出又は立入検査を求められたときは、これに応じなければならない。

5　前項の関係資料の提出又は立入検査の結果、不備が認められたときは、乙は甲の指示に従い、改善しなければならない。

（事故時の対応）

第14条　受託者は、本業務に関し個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2　受託者は、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3　委託者は、本業務に関し個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。